

保育施設利用に関する確認票兼同意書・誓約書

※以下の確認事項及び同意事項をよくお読みの上、署名・捺印をお願いします。なお、書類は複数の児童を同時に申込みの場合、それぞれの児童ごとに提出してください。

○保育の支給認定に関する確認事項

	チェック	
1	<input type="checkbox"/>	保育施設を利用する場合は、同封の資料をよく読んでください。申請の際には、「保育を必要とする事由」を確認します。
2	<input type="checkbox"/>	支給認定の有効期間は保育を必要とする事由により異なります。申請内容が変更となる場合（転職・婚姻等）は必ず役場へご連絡ください。また保育園を退所する場合は必ず退所届を提出してください。

○保育施設の利用申込

	チェック	
3	<input type="checkbox"/>	利用手続きに必要な書類は、申込締切日までに必ず提出してください。書類の提出がない場合は、利用調整することができず、保育施設を決定できません。該当する場合に必要な市町村民税所得課税額（非課税）証明書の提出がない場合や所得について未申告の場合は、各支給認定区分で最も高い保育料を設定します。
4	<input type="checkbox"/>	妊娠出産を理由としての認定期間（入所期間）は、産前6週から産後8週間を経過する日の属する月末までとなります。引き続き継続して保育施設を利用するためには、別の事由・申請が必要となりますので、期間満了前に手続きをしてください。
5	<input type="checkbox"/>	各施設が定める「きまり」を守り、認定を受けた利用時間の中で各施設の開設時間内に送迎してください。
6	<input type="checkbox"/>	各保育園の保育料の算定額にあたっては、毎年見直しを行い、場合によっては4月にさかのぼって見直しを行うことを承諾します。
7	<input type="checkbox"/>	適正に保育の必要性の認定を行い、保育料を算定するために町役場内の各課から必要な情報を取得することがあります。また、これらの課からの求めに応じ資料を提供することを承諾します。
8	<input type="checkbox"/>	利用開始後、お子さんの健康状況や発達の状況により、町または施設がお子さんの健康状況、集団保育の状況を確認し、施設の利用に制限がかかる場合や必要な医療機関の受診等をお願いすることがあります。

徳之島町長 高岡 秀規 宛

保育の支給認定及び保育施設等の利用申込にあたり、以上の記載事項について同意します。

(署名欄) 同意年月日 令和 年 月 日

住 所：徳之島町

保 護 者①：署名 印

保 護 者②：署名 印

児 童 名： 生年月日 年 月 日